情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）

情報流通プラットフォーム対処法とは、インターネット上で権利侵害があった場合に、特定電気通信役務提供者（プロバイダなど）が負うべき損害賠償責任の範囲や、権利侵害を行った発信者の情報を、被害者が開示請求する権利について定めたものです。

たとえばインターネット上の掲示板で権利侵害が発生しましたという場合、その掲示板管理者は次の条件にあてはまる場合には、被害者に対する損害賠償責任を負う必要はありません。

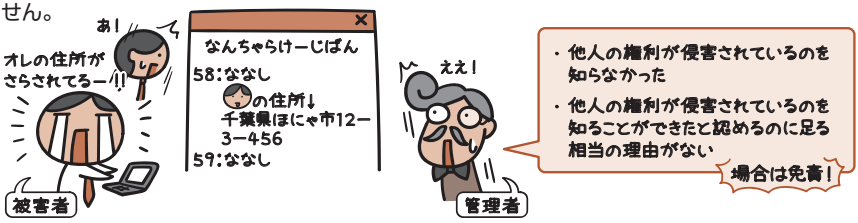

一方で、その権利侵害の書き込みを削除した場合に、発信者がそれによって損害を受けたとしても、次の条件にあてはまる場合は、やはり損害賠償責任を負うことはありません。
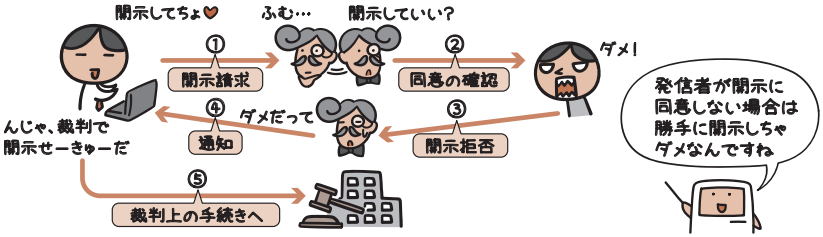
で、被害者が「発信者を突き止めて責任を取ってもらうんだ！」と立腹していた場合、その情報を開示請求してお灸を据えてやるぜ！となるわけですね。その際の開示請求は次のような段取りで行われることになります。